

確定申告の医療費控除申請はマイナンバーカードのご利用が便利です



確定申告の季節ですね。
1年分の領収書をインプットするのは大変な手間。
健康保険組合のホームページから確認可能な医療費明細は、
税申告とは別の目的（適正な医療費確認のため）のシステム
なので11～12月の医療費は確定申告の時期に掲載されません。

そんな時の救世主がマイナ保険証による医療費控除申請です！

※ドラッグストアでのOTC医薬品の医療費控除（年間12,000円）や
自由診療分、医療機関へ行った際の交通費は以下のやり方では反映で
きません。ご注意ください。

■マイナ保険証の登録・連携手順（既に登録・連携済みの方は不要です）

(1)マイナンバーカードを取得する。

住民票を置いている地方自治体へ申請し、マイナンバーカード取得の手続きを
してください。

申請方法は下記3つになります。

- ① 申請用WEBサイトからの申請
- ② 対応している証明写真機からの申請
- ③ 申請書を記入し郵送による申請



申請後、地方自治体より「交付申請書」が届くので、期限までに
忘れずお受け取りください。

(2)マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する。

マイナンバーカードを取得したら、スマートフォンや
セブン銀行ATM、役所の窓口などで「登録」を行ってください。



※保険証の記号・番号とマイナンバー連携がなされていない場合にはご利用できません。
マイナポータルサイトにて保険証とマイナンバーの連携が確認出来なかった方は、「Bulas
マイナンバーWEB」よりご登録ください。<https://mobile.bulas180.com/mynumber/>
注1) ユーザーIDは各社の社内イントラネットでご案内しています。
注2) 登録のタイミングによっては、連携まで最大1ヶ月程のお時間がかかる場合がございます



マイナンバーカードの保険証利用についてはこちら
(厚労省)

■マイナポータルから医療費控除申請をする手順

(1)マイナポータルで医療費通知情報を確認する。

受診した月の翌々月11日から医療費情報が確認できます。
確定申告に必要な1年分の医療費は原則として2月9日に
一括で取得可能となります。



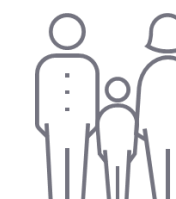
(2)国税庁ホームページで確定申告書を作成する。

マイナポータルは国税庁の「確定申告書等作成コーナー」と
連携しています。1年間の医療費を自動で転記してくれます。
PCやスマホから簡単に申告ができます。



(3)家族の医療費をまとめて申請する場合

合算して申告したい場合は、ご家族のマイナンバーカードを
取得し、ご家族間で代理人設定をする必要があります。
ご家族の暗証番号を入力し、ご家族のマイナンバーカードを
スマホにかざしてログインすることで確定申告する人へ医療費
が集計されるよう設定できます。



マイナンバーカードを利用することで、
医療費の領収書の保管が不要となります！
入力の手間も省けます。
マイナポータルからの確定申告、ぜひご活用ください！

◆確定申告についてのお問い合わせは [国税庁へ](#)

◆マイナ保険証についての問い合わせは
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
（受付時間平日は午前9時30分から午後8時
土日祝日は午前9時30分から午後5時30分）
（※年末年始を除く）
音声ガイダンスに従って確認したい事項を選択してください。

